

3. 救急医療・搬送体制の強化においては、広域ドクターヘリやドクターカーの積極的な運用、タブレット端末に対応した救急医療情報システムの活用など、より一層の充実強化を図ること。
4. 高度化医療の充実のため、府県を越えた連携をめざし、関西広域連合と協力しながら「4次医療圏・関西」の構築を視野に整備をめざすこと。
5. 病気や怪我の緊急性の判断に関する相談と医療機関の案内を行う、救急医療電話相談「#7119」を導入すること。
6. がん対策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) がん対策の推進においては、条例及びがん対策推進計画にもとづき、がん検診受診率向上による早期発見・治療の推進、がん登録の推進、がん教育、就労支援、患者・家族への支援、がん相談窓口の充実、緩和ケアの充実など、総合的ながん対策を講じること。
  - (2) 2次医療圏全てにおいて、がん診療連携体制の強化と最新治療設備の導入等による最先端のがん医療提供体制の整備を図ること。
  - (3) 小児がん対策においては、小児がん拠点病院を中核とし、地域医療機関との連携体制を構築するとともに、長期フォローアップ体制の構築、教育・就労支援、家族支援など総合的な取組を強化すること。
  - (4) がん検診においては、検診受診率向上を図るとともに、その体制を充実強化すること。あわせて、胃がんの原因菌とされるヒロリ菌の検査を総合検診の項目に加えること。
  - (5) 口腔がんの早期発見・早期治療を推進するため、府民の知識向上を図る啓発事業に取り組むこと。
7. 難病については、地域で安心して療養生活や社会参加ができるよう、医療費助成制度の円滑な実施、診断、療養環境の向上を図るとともに、患者や家族によりそったワンストップの難病相談支援センターの機能を拡充・強化すること。あわせて、京都府独自でも年齢制限の撤廃など救済措置の拡充を図ること。
8. 脳脊髄液減少症については、教育現場への理解を図り、府民に対しても広く周知啓発を行うこと。また治療に有効なブラッドパッチ療法の保険適用を国に求めること。
9. 高次脳機能障がいへの取組については、リハビリ体制、医療・福祉連携、生活就労支援、障がい児への教育支援など、実態に即した支援体制の構築及び拡充を図ること。
10. 発達障がい児・者の支援については、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。さらに、親支援、居場所づくりについても対策を図ること。
11. 精神障がい者及び家族に対するアウトリーチ型アプローチによる相談・診療体制を構築・強化していくこと。あわせて、2次医療圏における精神医療システムの格差解消を図るとともに、住み慣れた地域での生活にむけた退院後支援を拡充すること。
12. 障がい者の福祉的就労における工賃向上については、工賃向上計画の目標達成にむけ、より一層の取組を拡充すること。

13. 内部障がい者への社会的理解を促進し、社会参加のための施策を講じること。
14. 京都府歯と口の健康づくり推進条例及び計画にもとづき、各世代の歯科疾患の特性に応じた事業を展開するとともに、障がい児・者や要介護者などへの口腔ケアや歯科医療を推進すること。
15. 高齢者支援策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険三施設等の基盤整備により入所待機者の解消を図るとともに、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等を整備・拡充すること。
  - (2) 高齢者の権利擁護については、市町村や関係団体と連携を図りつつ、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を促進すること。高齢者虐待については、関係機関のネットワークを強化し、予防、被害発見、通報及び相談体制の拡充を図ること。
  - (3) 認知症対策においては、認知症疾患医療センター、認知症サポート医の養成やかかりつけ医の研修など、医療体制の整備と人材育成に努めること。あわせて、高齢者見守りネットワークの拡充を図り、認知症高齢者の徘徊や安否確認、孤独死などへの対応力向上に努めること。
  - (4) 介護従事者が安心して継続的に働けるよう、賃金引き上げやキャリアアップ支援などのさらなる処遇改善を国に求めるとともに、京都府の支援策を強化すること。
16. 若年性認知症については、患者とその家族に対する就労や医療・介護など生活全般への支援が行えるよう体制を整備すること。
17. 子ども・子育て支援策の充実・強化をさらに図ること。
  - (1) 潜在的な需要も含め待機児童の解消が実現できるよう供給体制を整備すること。また、延長、夜間、一時、ターミナル、病時・病後児など多様な保育ニーズに対応する事業を拡充するとともに人材確保に取り組むこと。
  - (2) 不妊症及び不育症への支援においては、適切な相談・検査・治療が行われるよう、その体制を強化すること。
  - (3) 多胎児妊娠・出産が多い京都において、妊娠時の検診助成拡充、乳幼児期の育児支援など多胎児支援の体制を強化していくこと。
18. 京都子育て支援医療助成制度については、入院通院とも中学3年生まで無料化ができるよう一層の拡充を図るとともに、京都府としては国の制度としての実現を求めること。
19. 小学生歯科医療費の公費負担並びに不正咬合の矯正治療費の助成制度を創設すること。
20. 深刻化する児童虐待に対し、児童福祉士をはじめとするソーシャル・ワーカーの人材育成・確保に努めるとともに、児童相談所の拡充、児童福祉施設関係機関との連携をさらに密に図ること。
21. 社会的擁護においては、施設養護の充実並びに小規模化・地域分散化を図るとともに、家庭的養護への拡充にむけて、里親委託の推進やファミリーホームの設置促進に取り組むこと。

- 22.** 感染症対策の充実・強化をさらに図ること。
- (1) 新型インフルエンザ対策については、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画にもとづき、パンデミックに備えた体制の構築を早急に行うこと。
  - (2) 新興(エボラ出血熱、ラッサ熱等)並びに再興(デング熱、マラリア等)の感染症に対する発生予防と蔓延の防止、医療提供体制の確保、感染症指定医療機関との連携など、危機管理体制の整備や対応能力の向上に取り組むこと。
  - (3) 年々増加傾向にあるHIV / AIDSの感染・発症者数を抑制するため、啓発活動を拡充するとともに、検診受診者数増にむけた効果的な取組を推進すること。
  - (4) 予防接種によって発生及び蔓延が予防できる感染症については、積極的な予防勧奨を行うこと。
- 23.** HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型)について、母子感染防止に関する啓発など情報提供を拡充するとともに、相談体制の充実を図ること。
- 24.** 自殺対策については、策定予定の「自殺対策条例」に即し、自殺予防府民運動の展開、自殺念慮・未遂者の居場所となる「いのちのシェルター」づくりをはじめとする危機介入・相談体制の充実、遺族への支援、ゲートキーパーの育成など、実効性ある施策を講じること。
- 25.** うつ病対策においては、教育現場における広報啓発、発生予防、早期相談・受診、訪問支援、社会復帰プログラムの整備など、総合的な対策を推進すること。
- 26.** 危険ドラッグを含む薬物乱用を防止するため、教育機関における予防教育、地域社会における啓発活動を拡充するとともに、薬物依存者に対する相談・治療・支援体制の強化を図ること。あわせて、違法製造・販売の摘発強化に努めること。



## 安心・安全の京都

- 1.** 原発事故に備え、広域避難計画にもとづくPAZ及びUPZ内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
- 2.** プルサーマル計画の抜本的な見直し、高速増殖炉もんじゅの廃止を求め、府民の安心安全を確立すること。
- 3.** 東日本大震災に係る被災地の復旧復興を支援するとともに、被災者への支援を継続的に行うこと。とりわけ、府内避難者については、その要望も踏まえつつ、住宅・就学・就労など生活全般にわたるきめ細やかな支援を継続すること。
- 4.** 米軍経ヶ岬通信所の設置にあたっては、治安、環境整備などの諸課題について、国と連携を図りつつ、その解消に努めること。あわせて、米軍関係者と地域住民との良好な関係が構築できるよう、京丹後市とも連携を図りつつ、その取組を支援すること。

**5. 災害対策の充実・強化をさらに図ること。**

- (1) 地域防災計画の見直しにあたっては、各市町村と連携を図りつつ、災害時要配慮者対策を、より一層強化すること。
- (2) 避難所における公的備蓄を拡充するとともに、電力・水の確保、通信インフラ等整備による情報収集・発信体制の確保、バリアフリー化、福祉避難所の整備を図るなど、防災機能の強化に取り組むこと。
- (3) 京都BCP行動指針の策定にあたっては、市町村のBCP策定を支援するとともに、中小・小規模企業のBCP作成が進むよう関係団体とも連携を図りながら、支援を拡充すること。
- (4) 京都府災害ボランティアセンターが行う平常時の活動を支援するとともに、災害時に被災地ニーズとボランティアとのマッチングがスムーズに行われるよう、対応体制を強化すること。
- (5) 大規模災害発生後の稼働が求められている被災者支援システムについては、国・市町村と連携を図りながら早急に構築すること。
- (6) 災害発生時の帰宅困難者対策や観光客対応については、事業者・市町村と連携を図りながら、その体制整備に努めること。
- (7) 土砂災害防止対策としてメンテナンス費用や景観の観点からも、可能な場所は土砂擁壁も導入すること。
- (8) 災害時における情報収集の一元化、タイムラグの解消、多様な情報発信を行うなど、国・市町村、メディア等と連携を図りつつ、府民が生命を守るための避難行動に資する情報提供を行うこと。あわせて、避難勧告や避難指示の発令のあり方についても、府として検証を行い、市町村の判断を尊重しながら、より精度の高い情報の提供となるよう、その改善を図ること。
- (9) 避難場所の設定は震災・水害にそれぞれ対応できるよう、市町村のハザードマップ作りに協力すること。
- (10) 政府が発表した日本海側での津波想定を踏まえ、海岸堤防・護岸、避難施設・避難路などのハード面での整備とともに、津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、情報提供体制の整備などソフト面での取組を強化すること。

**6. 多様化するサイバー犯罪による被害が軽減されるよう、情報提供体制の強化に努めること。**

**7. 振り込め詐欺や金融商品詐欺等の特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、その摘発検挙に努めること。**

**8. 少年犯罪の凶悪化、集団化に対し、徹底検挙をめざして体制の強化を図るとともに環境浄化に取り組むなど、少年対策を加速させること。また、非行少年の立ち直りを支援するための施策を拡充すること。**

9. ストーカーやDV事案に対しては迅速に対応するとともに、女性警察官も積極的に活用するなどして被害者の心情に寄り添う対応になるよう努めること。また、関係部局との連携も強化すること。
10. 悪質な性犯罪を抑止するため、実効性ある取組を進めること。盗撮等については、鉄道警察隊などの充実・強化を図り、被害者が相談しやすい体制の強化に努めること。
11. 青色防犯パトロールの運行をはじめ、地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
12. 子どもが安心して生活できる地域づくりを推進するため、警察、学校、地域との連携のもと、犯罪が発生しやすい区域や通学路、危険箇所の実効性ある総点検を実施し、スクールガードの配置や防犯カメラの設置等、地域の特性に応じた体制整備を図ること。
13. 京都府いじめ防止基本方針にもとづく、いじめの未然防止、早期発見、対処、重大事態に対する取組を強化するとともに、各学校における学校いじめ防止基本方針の策定が保護者や地域と連携を図りつつ進められるよう支援すること。あわせて、私立学校との協調を図ること。
14. 自転車通学を許可するにあたっては保険への加入を徹底すること。あわせて、自転車運転講習や自転車免許証制度の導入などを通じて安全運転教育を推進すること。
15. 市町村が行う消防団員の要員確保を支援するため、待遇改善に努めるとともに、地域・職域消防隊の創設など、効果的な支援策を講じること。あわせて、自主防災組織の充実強化を図ること。また、消防団員の国籍条項については実情を踏まえ、その撤廃を図ること。
16. 食の安心安全を確立するため、検査・監視・指導・相談体制等、総合的な対策を拡充すること。あわせて、地産地消を推進する施策を講じること。



## 教育と文化の輝く京都

1. 私立高等学校あんしん修学支援制度については、所得基準の対象をさらに拡充するとともに、他府県に通学する生徒についても対象範囲を拡大するよう努めること。
2. 私立幼稚園・学校の施設耐震化においては、その診断・改修等を積極的に支援し、幼児・児童生徒の安心安全を確保すること。
3. 民族学校等の在日外国人学校に対する助成措置の充実に一層努めるとともに、施設の耐震化においても、その支援を図ること。
4. 定時制・通信制の再編整備については、清明高校の新設も踏まえ、多様な教育の観点からそのニーズを的確に捉え、生徒の希望や可能性を最大限生かせるよう努めること。
5. 教職員の資質向上を図るため、養成から研修に至る総合的で一貫性のある取組を推進すること。あわせて、教職員の事務負担を軽減するため、事務作業の効率化・簡素化などに取り組むこと。

6. 「文字・活字文化振興法」にもとづき、図書館の整備及び図書館司書または司書教諭の配置を促進すること。
7. 子どもの健康増進と体力向上のため、栄養教諭の配置を拡充し、食育の充実を図ること。また、学校給食における地産地消を推進すること。
8. プレスクール事業の実施においては、家庭や幼稚園・保育所との連携を密にしながら推進を図り、小1プロブレムの解消に努めること。また、小・中連携の強化により、中1ギャップの解消への取組を拡充すること。
9. 特別支援学校の教育内容については、生徒の状況に応じ、パソコンを取り入れた授業やクラブ活動の実施等、充実したものとすること。
10. 特別支援教育の核となる、特別支援教育コーディネーターを全校に配置するなど、充実した人員配置を行うこと。また、マルチメディア・デジ教科書の導入を推進するなど、教育環境の整備に取り組むこと。あわせて、発達障がいのある児童生徒にきめ細やかな支援体制を整備すること。
11. 医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の学校で学習できるよう、施設・設備の整備や看護師等の人員配置を支援すること。
12. アレルギー疾患対策については、国の基本法にもとづき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等が、「適切な医療的、福祉的、教育的配慮」に努めるよう徹底を図るとともに、学校等と医療機関との連携、教職員の研修などを通じて対策を強化すること。
13. 学校施設の整備においては、環境にやさしいエコ化、情報化社会に対応したICT化などを推進すること。
14. 学校教育における防災・キャリア・司法・国際理解等、各種の教育を通じて、児童生徒が安全や健康、社会生活に不可欠な知識や知恵を身につけることができる教育を推進すること。
15. 多文化共生社会の担い手を育成するため、高校生の留学や海外語学研修などへの支援を拡充するとともに、国際バカロレアの導入やスーパーグローバルハイスクールの取組を積極的に進めること。
16. 青少年保護のため、事業者と連携を図りながら、保護者によるフィルタリングの活用を、より積極的に推進すること。あわせて、情報リテラシー教育などを通じて、児童生徒の情報活用力を向上していく取組を拡充すること。
17. 不登校支援においては、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進するなど、子どもが生き生きと登校できる環境整備を図ること。
18. ひきこもり対策においては、アウトリーチ型支援、家族へのサポートなど、学校や関係団体とも連携を図りつつ、相談・支援体制を拡充すること。
19. 今後、策定される子どもの貧困対策計画を着実に実行に移し、低所得者世帯への学習支援等を実施すること。